

令和3年度第4回

東京都医療審議会

会議録

令和3年9月29日

東京都福祉保健局

(午後 1時00分 開会)

○行本医療政策課長 それでは、ただ今から、令和3年度第4回東京都医療審議会を開会させていただきます。

委員の皆さま方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、私、福祉保健局医療政策部医療政策課長の行本が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず委員の出欠状況でございますが、本日は菅原委員、川松委員、川崎委員、尾崎委員、安藤委員、上西委員、松原委員、石阪委員、山下委員よりご欠席の連絡をいただいております。また、南委員は遅れてご参加いただくということでご連絡をいただいております。

以上で委員の方々のご紹介を終わらせていただきます。

また、本日は事務局である医療政策部の職員も出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、定足数の確認でございますが、東京都医療審議会規定第3条により、本審議会は委員の過半数の出席により成立するとされております。

現委員数は27名で過半数は14名でございます。本日、出席のご連絡をいただいている方は全部で18名、現時点で15名出席いただいておりますので、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の会議資料でございます。資料は事前にメールにて送付させていただきますとおり、資料1から6および参考資料まででございます。

それでは、ここからの進行を小林会長にお願いいたします。

○小林会長 それでは、会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず、本日の議事事項ですが、先般、書式形式による令和3年度第3回の当審議会におきまして諮問されました、地域医療支援病院の要件の追加について、答申を行う予定でございます。

それでは、先般の諮問の概要と諮問に際して出された意見について、合わせて説明をお願いしたいと思います。

○坪井医療安全課長 ありがとうございます。医療安全課長の坪井と申します。

まず、資料4で諮問の概要について説明させていただきます。資料4の1でございます。地域医療支援病院、簡単に申し上げますと、かかりつけ医を支援する能力ですとか、地域医療の確保のために都道府県知事が承認するものでございまして、要件につきましては医療法で定められているということ。

2番で、今般、4月に医療法施行規則の改正がございまして、今回、諮問をさせていただいているところでございます。

3のこれまでのプロセスでございますけれども、今まで国への照会ですとか、地域医

療構想調整会議における意見の聴取というプロセスを踏んでまいりました。

4と5は要件が定まった後の手続きでございますけれども、4番で新たに承認を受ける病院につきましては、1のところでは当該責務に関する実施計画の提出を求めるということと、5が既に承認を受けている病院への対応ということにつきましては、毎年の業務報告で当該責務に関する実施状況をご提出いただくというような形で進めたいと考えております。

資料4の別紙に具体的な内容についてお示ししてございます。

1が感染症医療の提供ということでございまして、平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、またはその恐れがある状況において、感染症医療の提供を行うことといたしてございまして、平時および感染拡大時に必要な取り組みを記載させていただいているところでございます。

2番、平常時からの準備も含め、災害時に医療提供することといたしまして、災害時の取り組みとして、それぞれ同様に平時の取り組み、災害発生時の取り組みというものを要件として記載させていただいております。前回、こちらで諮問を行わせていただいたところでございます。

続きまして、資料5でございます。

こちらで諮問内容に関していただいたご意見をまとめてございます。今回、お2人の委員からご意見を頂戴いたしております。意見の内容をちょっと申し上げさせていただきます。

まず、1つ目の丸が猪口委員からのご意見でございます。

内容といたしましては、今回の新型コロナウイルス感染症対応では、新型コロナウイルス患者を受け入れて治療することこそが地域医療に貢献することであったと感じる。

思えば、戦前において都立病院が設立される目的の多くは、コレラや結核など感染症対応であり、行政的医療の中心に据えられていた。にもかかわらず、近年ではパンデミック時における感染症対応が議論されなくなっていた。

地域医療構想においては、経営種別によらず地域医療支援病院は公的病院と仕分けされており、行政的医療の取扱件数等が公表された。各支援病院は公的医療機関等2025プランを作成し、地域医療構想調整会議で説明を行い、既に議論はされているが、感染症対応については議論されてこなかった。

今回、地域医療支援病院の要件に加えることは、公的病院として行政的医療をもって地域医療に貢献することが前提であることを鑑みれば、支援病院の指定要件に加えられることは是であると考えます。

地域医療支援病院は新患や退院患者における診療所からの紹介率・逆紹介率が認定要件になっているが、それ以外の地域医療における位置付けを示す要件はない。

これを機に、こうした行政的医療の指標を示し、達成度合いなどを地域医療構想や病院運営協議会などで話し合われるようになることを望む。

ただし、経営母体が民間の病院もあり、新項目を増やすならば人材や経営の面を考慮する必要があると考える。というご意見でございます。

2つ目の川崎委員からのご意見でございます。

近年の災害および新興感染症のまん延等を考えると、平時よりそれに備える医療体制の整備は重要と考えます。要件追加に賛成いたします。

しかし、調整会議でも意見が出ており、実際に地域医療支援病院がその役割を担うとなると、平時からの職員教育を含むハード面・ソフト面の準備が必要となり、かなりの負担となると考えますので、財政的な支援が必要であると考えます。というご意見を頂戴しているところでございます。

なお、お2人の委員から頂戴しております財政的な支援という面で申し上げますと、まず、感染症医療ということにつきましては、今般のコロナに伴いまして、病床確保ですとか、医療施設の施設設備の補助事業が既存の事業としてあるところでございますし、災害医療につきましても、同様に施設整備や自家発電設備等の整備、耐震化とか、そういった既存の事業というものもございまして、そういったところのご活用につきましても、検討いただきたいというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上です。

○小林会長 ありがとうございます。

既に書面の審議でお二方からご意見を頂いておりますが、改めて委員の皆さまのご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○井伊委員 一言、一橋大学の井伊です。

○小林会長 はい。どうぞ。

○井伊委員 聞こえますか。よろしいですか。

○小林会長 聞こえています。

○井伊委員 今の点ですが、経営面を考慮するとか、財政的な支援はとても大切です。ただし、税金が投入されますので、国民への説明責任として、原則、全ての医療機関、少なくとも財政支援を受ける医療機関は毎年、財務諸表を作成して公開するなどの、そうした国民への、都民への説明責任は必要になってくると思います。

以上です。

○小林会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

恐れ入りますが、最初にお名前を言ってから。

どうぞ。畝本先生ですね。お願いします。ミュートを解除をしてください。

○畝本委員 すいません。財政面はもちろんなんですが、地域によってはやはり、例えば重症病床の確保といわれますと、そこにコロナ以外の方を受け入れられなくなってしまふ。コロナ疑似症を受けるだけでもかなり個室対応が必要とされますし、少ないICUを全部コロナで埋めてしまうような事態が、実際、この前もなったわけです。やはり地

域によってはその救命センター的なところが、ICUを持っているところが病床数が限られるところもありますので、そういったご配慮もいただきたいというのが、前回、第5波の実感でした。

例えば、都心の大きな病院が12床確保するのと、＝多摩＝地域の小さな病院が3つぐらいしかないところが12床ずつ確保するのとはやっぱり大きな差が出ますので、そういったところをご配慮いただきたいなど。

ありがとうございました。

○小林会長 ありがとうございました。

ほかにご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

猪口先生、既にご意見を頂いているところですが、もし追加、補足等ありましたら、お願いいたします。

○猪口委員 今回、地域医療支援病院だけじゃなくて、その他の公的病院、公立病院も含めて、このコロナに対してどのように対応してきたかというのは見えなかったんですね。

今日は地域医療支援病院の話だけをしておりますけれども、全体像を見ていて、その地域医療支援病院がどのような貢献度を持ってその医療をやっているかというようなことを知るためには、やっぱりこのコロナ対応の、完全にディスクローズして、全部分かるように公開するというのが、今後の医療としては分かりやすくなっていくんではないかなと思っています。

地域医療支援病院の要件として、特に、これはこれでいいとは思っていますけれども、その運営の仕方として、行政的な運営の仕方としては地域医療支援病院、都立病院、公立病院、いろんなものがどういう働きをしているかということは分かりやすい社会にさせていただいたほうがいいと思います。

○小林会長 ありがとうございました。突然、振りましてすいませんでした。

ご意見が出ているように、財政的な支援は重要かと思います。今回に関しては承認の要件ということですので、恐らく承認された病院に関して、今後、都としてどんな支援ができるかというのを検討して、東京都のほうで検討していただくということになるかと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご反対という意見もなさそうですので、答申書案のほうの審議に移りたいと思います。

資料6に答申書案が用意されていますので、そちらのほうを読み上げていただきます。お願いします。

○行本医療政策課長 それでは、答申書を読み上げさせていただきます。

答申書、令和3年9月17日付3福保医政第1152号により貴職から諮問のあった、「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事の定める事項」として、別記のとおり地域医療支援病院の要件に追加す

ることについては、審議の結果、適当と認めます。

記、1、平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、またはその恐れがある状況において感染症医療の提供を行うこと。2、平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

以上です。

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の答申書案につきまして、ご意見等をお伺いしたいと思います。

医療法の改正に伴って、東京都として追加できる事項として2点、感染症の医療を提供する、貢献するということと、災害時の医療を提供する、貢献するということだと思いますが、いかがでしょうか。この答申書案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林会長 それでは、ご異議ないようでございますので、この案を当審議会の意見として決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、答申書につきましては事務局で準備をしていただき、後ほど、吉村福祉保健局長にお渡しをしたいと思います。

皆さまには、本日、貴重なご意見を頂いたところですが、議事はこれで終了ということになります。

事務局のほうで何かございますか。

○行本医療政策課長 本日、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

次回は3月ごろの開催を予定しております。お忙しいところとは存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。開催日時等の詳細が決まりましたら、ご連絡を差し上げます。

事務局から以上です。

○小林会長 それでは、どうも貴重なご意見をありがとうございました。

これをもちまして、本日の東京都医療審議会を終了させていただきます。

本日はどうもお疲れさまでした。

(午後 1時16分 閉会)